

矢作川上流圏域河川整備計画・川づくり計画基本設計

令和5年1月31日
愛知県建設局河川課

■ 矢作川上流圏域河川整備計画

◆ 矢作川上流圏域河川整備計画を令和2年8月に作成

◆ 矢作川上流圏域は、矢作川の籠川合流点から上流の矢作川、及び支川（愛知県内）



←→ 検討会対象区間

▲ 矢作川流域図

▼ 矢作川上流圏域(愛知県内)の諸元

項目	数量
流域面積	499km ²
河川延長	本川49.8km 支川22河川149.1km
流域内市町村	豊田市・設楽町
流域内人口	約422,000人※

※平成27年国勢調査結果より

■ 矢作川上流圏域河川整備計画について（概要）

【整備期間】→今後概ね30年間

【洪水に対する目標】

- 平戸橋下流区間:年超過確率1/30
- 平戸橋上流区間:年超過確率1/10
- 東海豪雨規模の洪水による宅地浸水を防止

【目標とする治水安全度を超える規模の洪水等】

浸水想定図等の作成や洪水ハザードマップ作成及び活用の支援、水位等の情報提供を実施し、水防体制の強化を図り、関係機関や地域住民との連携に努め、想定される被害の軽減を図る。

【流水の正常な機能の維持】

水利用実態を考慮した上で、動植物の生息・生育、景観、流水の清潔の保持等、河川本来の水環境の保全・再生に向け、継続して必要な流量を検証するとともに、国や関係機関と調整・連携して、水利秩序に配慮しつつ合理的な水利用を推進することにより、河川水の適正な利用に努める。

【河川環境の整備と保全の目標】

自然環境や利用状況を踏まえ、治水・利水と調和を図りつつ、関係機関、地域住民等と連携し、良好な河川環境を形成・維持することを目標とした川づくりを推進することに努める。

【河川環境対策の進め方】

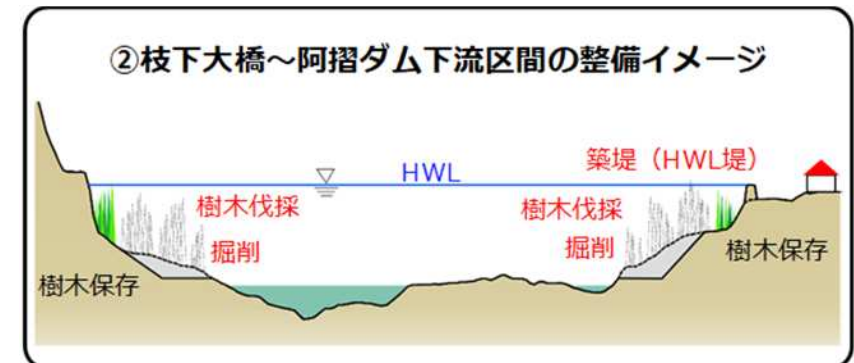
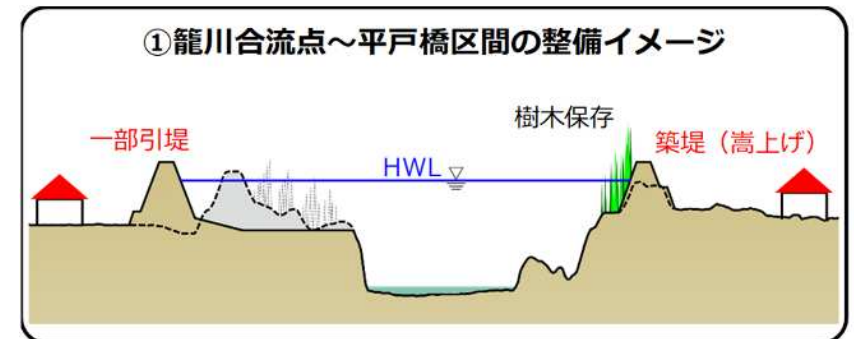
河川管理者、豊田市を始めとする関係機関からなる協議会を設置し、具体的な対策内容を検討しながら整備を進めていく。(今回、協議会を検討会と読み替えています。)

■ 河川工事の目的、種類及び施工の場所等

河川名	施工場所(区間)	延長(km)	主な工事内容
矢作川	①籠川合流点～平戸橋(41.7～44.6k)	2.9	引堤、堤防嵩上げ
	②枝下大橋～阿摺ダム下流(48.9～54.9k)	6.0	掘削、樹木伐採、築堤、パラペット
	③阿摺ダム直上流(57.0～57.5k)	0.5	築堤、パラペット
	④百月ダム上流(63.1～66.5k)	3.4	
	⑤介木川合流点上下流(67.3～71.3k)	4.0	
カ石川	⑥2.0～5.0k	3.0	護岸、掘削
飯野川	⑦9.0～9.4k	0.4	パラペット



▲ 河川工事の施工場所等

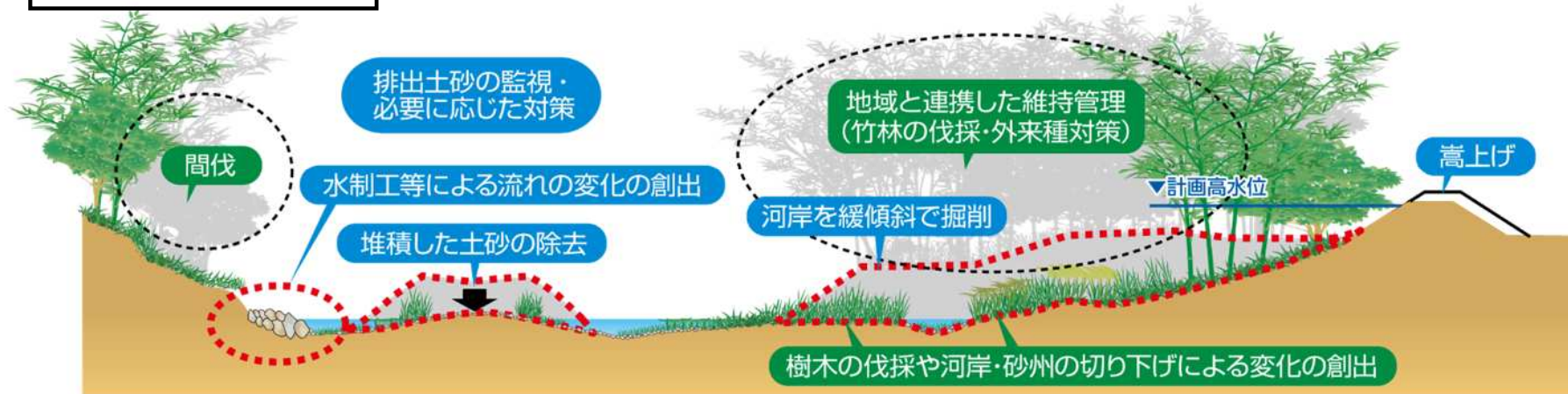


▲ 整備イメージ

■ 環境整備の主な実施箇所(矢作川)

箇所	区間	内容
平戸橋下流部	44k下流	竹林繁茂対策、外来植物対策、水制工、分散型帯工等の設置
広瀬地区	50k付近	竹林繁茂対策
	51.4k付近	河床環境の改善
犬伏川合流点上流部	52.4k付近	河床環境の改善
阿摺ダム下流部	54k付近	竹林繁茂対策、河床環境の改善
川口地区	58k付近	河床環境の改善
百月ダム下流部	63k付近	河床環境の改善

環境配慮イメージ

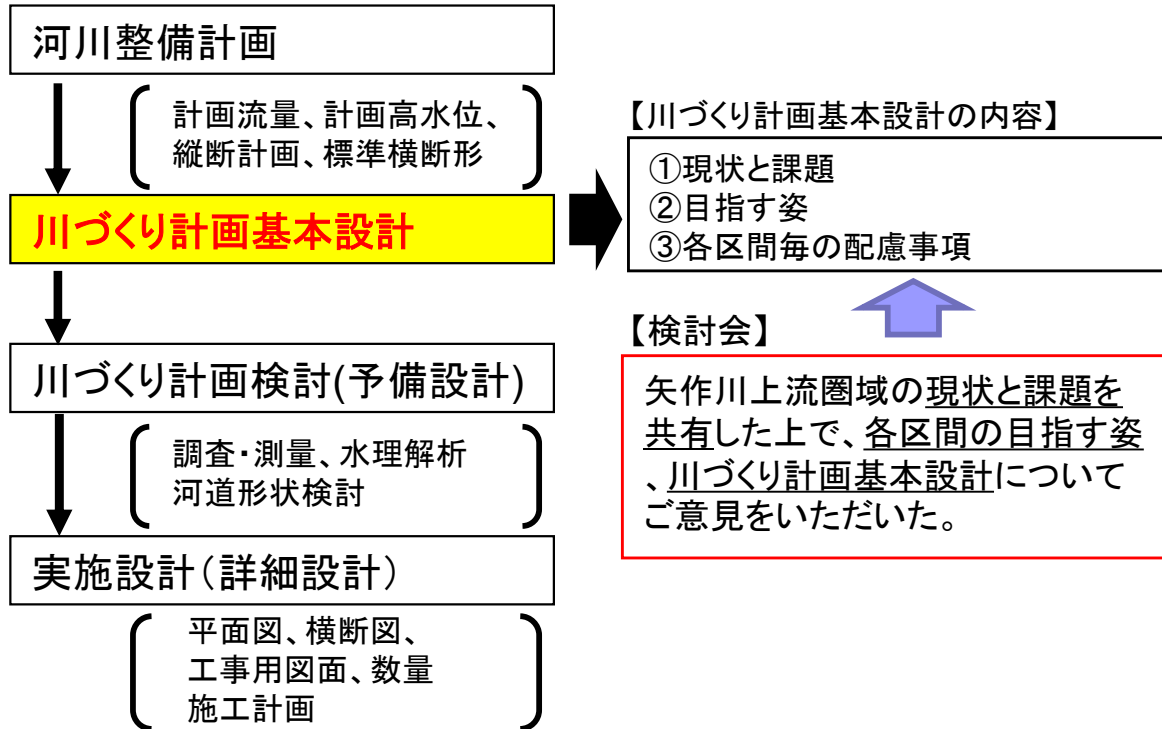


工事にあたっては、以下の事項に配慮する。

- ◆ 関係機関や地域住民、地域の活動等との連携を図る。
- ◆ 重要種を含めた在来動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全を図る。
- ◆ 関係市の河川に係る計画との連携を図る。
- ◆ 河川に係る史跡等について、その保全を図る。

■ 矢作川 川づくり計画基本設計 検討会

● 川づくり計画基本設計の概要図



● 検討会メンバー

役職	所属
メンバー	矢作川漁業協同組合
〃	(社)クリアウォータープロジェクト
〃	中部電力(株)
〃	豊田市建設部河川課
〃	豊田市矢作川研究所
〃	愛知県建設局河川課
〃	愛知県豊田加茂建設事務所河川整備課
オブザーバー	国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所
〃	愛知県環境局自然環境課

矢作川 川づくり計画基本設計

●河川環境に関する現状と課題

項目	現状	課題
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 有堤区間は低水路の空間が広く、低水護岸が少ない自然な河岸となっている。 掘込区間は山間部を大きく蛇行して流れる区間で、有堤区間同様に自然な河岸となっている。 掘込区間は複数のダムが分布し、湛水区間と流水区間が分布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 河床の固定化がみられる。 瀬淵が不明瞭な区間がみられる。 竹林が繁茂している。 河道内樹木が高木化している。 外来種であるオオカナダモの繁茂が見られる。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 有堤区間は矢作緑地、掘込区間は愛知高原国定公園に指定され、自然豊かな河川景観となっている。 史跡、遺構が分布しており、地域において案内板が設置されるなど積極的に保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 竹林が繁茂し、河川景観を眺望できない。 史跡、遺構の保全が必要。 周辺の景観と調和した施設整備が必要。
利用	<ul style="list-style-type: none"> 河川敷の公園、広場は活発な利用が見られる。 やな場、釣り、カヌー練習場などにより水面も利用されている。 愛護会などによる河川環境整備活動への参加が活発な地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のマナー向上、河川敷の利用ルール、維持管理体制の構築が必要。 やな場、カヌー練習場、既存の水辺へのアクセスルートなどの維持が必要。
水質	<ul style="list-style-type: none"> 良好な水質となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質の維持が必要。

●矢作川の目指す姿

河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、圏域の自然環境や利用状況を踏まえ、治水・利水と調和を図りつつ、関係機関や地域住民等と連携し、良好な河川環境を形成・維持することを目標とした川づくりを推進することに努める。

河川環境の整備と保全に関する目標	
自然環境	<p>【動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生】 多様な在来動植物の生息・生育・繁殖環境及び生態系ネットワークの形成に配慮するため、関係機関や地域住民と連携し、以下の様な取り組みなどを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水整備と連携した高水敷の切り下げ等による緩やかな水際の再生 分散型の石組による帯工や石組みによる水制工の整備等による瀬・淵及び砂州等の再生 地域活動等と連携した河畔林・竹林等の適切な管理による在来動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、再生
景観	<p>【良好な河川空間の維持・形成】 流域の良好な景観を保全しつつ、地域活動等と連携した河畔林・竹林等の適切な管理により川の見える景観の維持・形成に努めるとともに、矢作川に係る史跡等については、その保全を図る。</p>
利用	<p>【川とふれあえる場の維持・形成】 自然環境との調和を図りつつ、地域活動等と連携するとともに、豊田市が策定した「豊田市矢作川河川環境活性化プラン」を踏まえ、流域の人々に親しまれる川づくりを行う。</p>
水質	<p>【水質の維持】 河川の利用状況、水利用状況、動植物の生息・生育・繁殖環境等を考慮し、関係機関や地域住民と連携を図り、良好な水質の維持に努める。また、工事中の濁水対策を徹底する。</p>

矢作川の目指す姿

①在来動植物に配慮した多様な水辺環境

- ①-1 瀬・淵の再生
- ①-2 河床固定化の緩和

主な対策メニュー：分散型石組み帯工、石組み水制工、河床耕耘、高水敷の切り下げ、緩傾斜の掘削など

②川の見える景観

- ②-1 治水・環境・利用・景観のバランスを考慮した樹木伐採

主な対策メニュー：皆伐、間伐、地域連携による維持管理

③流域の人々に親しまれる川

- ③-1 周辺環境と調和した河川整備
- ③-2 川とふれあえる場の維持・形成

主な対策メニュー：史跡等の保全、景観に調和したパラペットデザイン検討、上下流の利用を考慮した高水敷整備、水辺へのアクセスの維持、利用マナー向上を図るソフト対策

■ 矢作川 川づくり計画基本設計

● 計画位置と各区間の主な配慮事項



区 間 No.	距離標	地点名	目指す姿			主な配慮事項
			①在来動植物に配慮した多様な水辺環境	②川の見える景観	③流域の人々に親しまれる川	
1-1	41.6k-43.2k	籠川合流点～平井公園	●	●	●	「瀬淵の再生、水際の変化の創出」、「流下能力確保のための樹林伐採」、「上下流の公園との連続性確保、アクセス機能の確保」等により、環境、景観、利用に配慮する。
1-2	43.4k-44.4k	平井公園～平戸橋下流	●	●	●	「左岸の侵食抑制と瀬の再生」、「地域と協働した樹木の維持管理」、「史跡百々貯木場跡の保全」等により、環境、景観、利用に配慮する。
2-1	48.2k-50.4k	枝下大橋～大曲	●	●		「中洲や河岸における遷移帯の創出」、「流下能力確保のための樹林伐採」、大曲における「治水（河岸浸食）に配慮した竹林繁茂対策」により、環境、景観に配慮する。
2-2	50.4k-52.2k	広梅橋	●	●	●	「中洲における遷移帯の創出」、「河床環境の改善」、「景観に調和したバラベツデザイン検討」等により、環境、景観、利用に配慮する。
2-3	52.4k-53.4k	犬伏川～カヌー練習場	●	●	●	「河床環境の改善」、「流下能力確保のための樹林伐採」、「史跡等の保全」等により、環境、景観、利用に配慮する。
2-4	53.4k-54.8k	ソジバの瀬	●	●	●	「低水路の保全と瀬の再生、遷移帯の創出」、「治水、環境及び景観に配慮した樹林伐採」、「景観に調和したバラベツデザイン検討」等により、環境、景観、利用に配慮する。
3	57.0k-58.6k	加茂橋～乙長瀬	●		●	「良好な河川環境の保全」、「史跡等の保全」、「景観に調和したバラベツデザイン検討」により環境、利用に配慮する。
4-1	62.0k-63.0k	百月ダム下流	●			「平常時の流量を考慮した低水路づくり」により、環境に配慮する。
4-2	63.1k-64.8k	百月ダム～笹戸温泉			●	「景観に調和したバラベツデザイン検討」により、景観に配慮する。
5	70.4k-71.6k	小渡地区		●	●	「地域と協働した樹木の維持管理」、「景観に調和したバラベツデザイン検討」、「水辺へのアクセスの維持」により、景観、利用に配慮する。

■ 矢作川 川づくり計画基本設計

● 主な配慮事項(区間1-1)

5.2 区間 1-1 籠川合流点～平井公園(41.6k-43.2k)

(1) 上位計画等における位置付け

【区間の概要】

- ・ 籠川合流点からお釣土場を含む範囲で、右岸側の堤内は主に市街地で、左岸側は主に農地である。
- ・ また、兩岸ともに高水敷には樹木が繁茂している。

【河川整備計画】

- ・ 左岸側を引き堤し旧堤撤去を行う。また、堤防沿いの樹木の伐採を行う。
- ・ 兩岸で堤防の嵩上げを行う。

【豊田市矢作川河川環境活性化プラン】

- ・ 右岸側については、「まちから川の見える河畔林整備」、左岸側については、「ワンド、淵を守る河畔林整備」「人と自然が共生する河畔林の整備」が掲げられている。

【都市計画法】

- ・ 河川敷は豊田市計画第4号矢作緑地に指定されている。

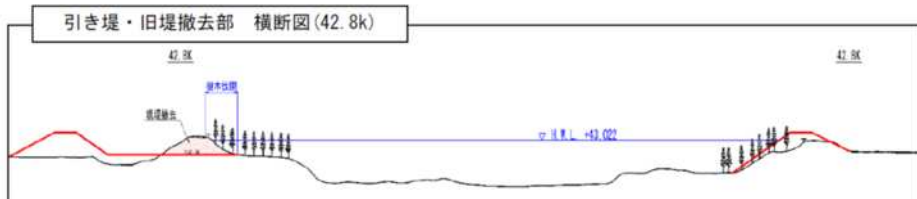


図-3.1.4 河川工事・環境対策の施工箇所と内容・整備イメージ(矢作川〔籠川合流点～平戸橋〕)

▲河川整備計画における整備イメージ

豊田市矢作川河川環境活性化プラン

●整備方針

- ・ 新市街地の形成に合わせた河川環境を整備します
- ・ 水辺公園と史跡を連続させ多様な河川空間を創出します
- ・ 河川整備計画や環境計画と整合した、瀬・淵・砂洲の再生と豊かな水際の再生により、多様性を高めます
- ・ 瀬・淵の再生(分散型の石組による構工)
- ・ 砂洲の再生(植生の植栽など)
- ・ 砂洲の再生(石組による水制工)
- ・ 緩やかな水際の再生(河川の縦横断)
- ・ 自然に配慮しつつ、まちからのひとの利用や景観を優先した河川を整備します
- ・ 水辺は、人があつた河川の整備
- ・ 水辺は、人と自然が共生する河畔林の整備
- ・ ワンドや淵を守る河畔林の保全
- ・ 矢作川の自然をまちに導き、市民の住環境を向上させます
- ・ まちから川の見える河畔林の整備
- ・ 河川整備や維持管理活動への積極的かつ持続的な市民参加を促します
- ・ 市民との共働による河川づくり
- ・ 矢作川緑地・河川マップの作成
- ・ 水辺整備会との連携により、整備活動の輪を広げます
- ・ 市民との共働による河川づくり
- ・ 史跡の保存継承活動を促します
- ・ 矢作川緑地・河川マップの作成
- ・ 水辺公園や史跡の知名度を高めます
- ・ 矢作川緑地・河川マップの作成
- ・ 製作経路内の回遊性を高めるツールを整備します
- ・ 水辺の遊歩道の整備

▲豊田市矢作川河川環境活性化プランにおける整備イメージ

■ 矢作川 川づくり計画基本設計

● 主な配慮事項(区間1-1)

(2) 目指す姿と配慮事項・今後の検討事項

区間 1-1 籠川合流点～平井公園(41.6k-43.2k)の目指す姿と配慮事項・今後の検討事項は表 5.2-1 及び図 5.2-1 に示すとおりである。

また、今後の検討における参考として対象区間の河道の変遷を整理した結果は図 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-1 目指す姿と配慮事項

目指す姿	配慮事項	今後の検討事項
①在来動植物に配慮した多様な水辺環境 ①-1 瀬・淵の再生	<u>a. 瀬淵の再生、水際の変化の創出</u> 現状の河川の状況を踏まえ河原や瀬淵を再生する。また、水面から高水敷にかけて環境の遷移帯を形成し、水際の変化を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・河道特性、保全対象を把握する。 ・引き堤、旧堤撤去などにあわせ、高水敷（緩傾斜）の切り下げ、石組み水制工、河床安定工等を組み合わせた瀬淵の再生、水際の変化の創出を検討する。
②川の見える景観 ②-1 治水・環境・利用・景観のバランスを考慮した樹木伐採	<u>a. 流下能力確保のための樹林伐採</u> 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮した流下能力の確保を行う。 <u>b. ワンド、淵を守る河畔林整備</u> 水際の樹木、水面を覆う樹木を保全し、生物の生息環境を保全する。 <u>c. まちから川の見える河畔林整備</u> 堤防からの河川景観を改善する。 <u>d. 人と自然が共生する河畔林の整備</u> 現在の散策路を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育・繁殖状況を調査し、希少な動植物の情報がある場合には保全措置を検討する。 ・動植物の生息・生育・繁殖状況、水際の樹木や大径木など良好な樹木の生育状況、河川景観、利用者の動線を考慮し、保全/伐採する樹木を選定する。 ・再繁茂抑制のための伐根の実施範囲を検討する。
③流域の人々に親しまれる川 ③-2 川とふれあえる場の維持・形成	<u>a. 上下流の公園との連続性確保、アクセス機能の確保</u> 連続した公園利用が図れるよう配慮する。また、アクセス機能の保全、向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市と協議し、高水敷の整備やアクセス路の位置、形状について検討する。

■ 矢作川 川づくり計画基本設計

● 主な配慮事項(区間1-1)

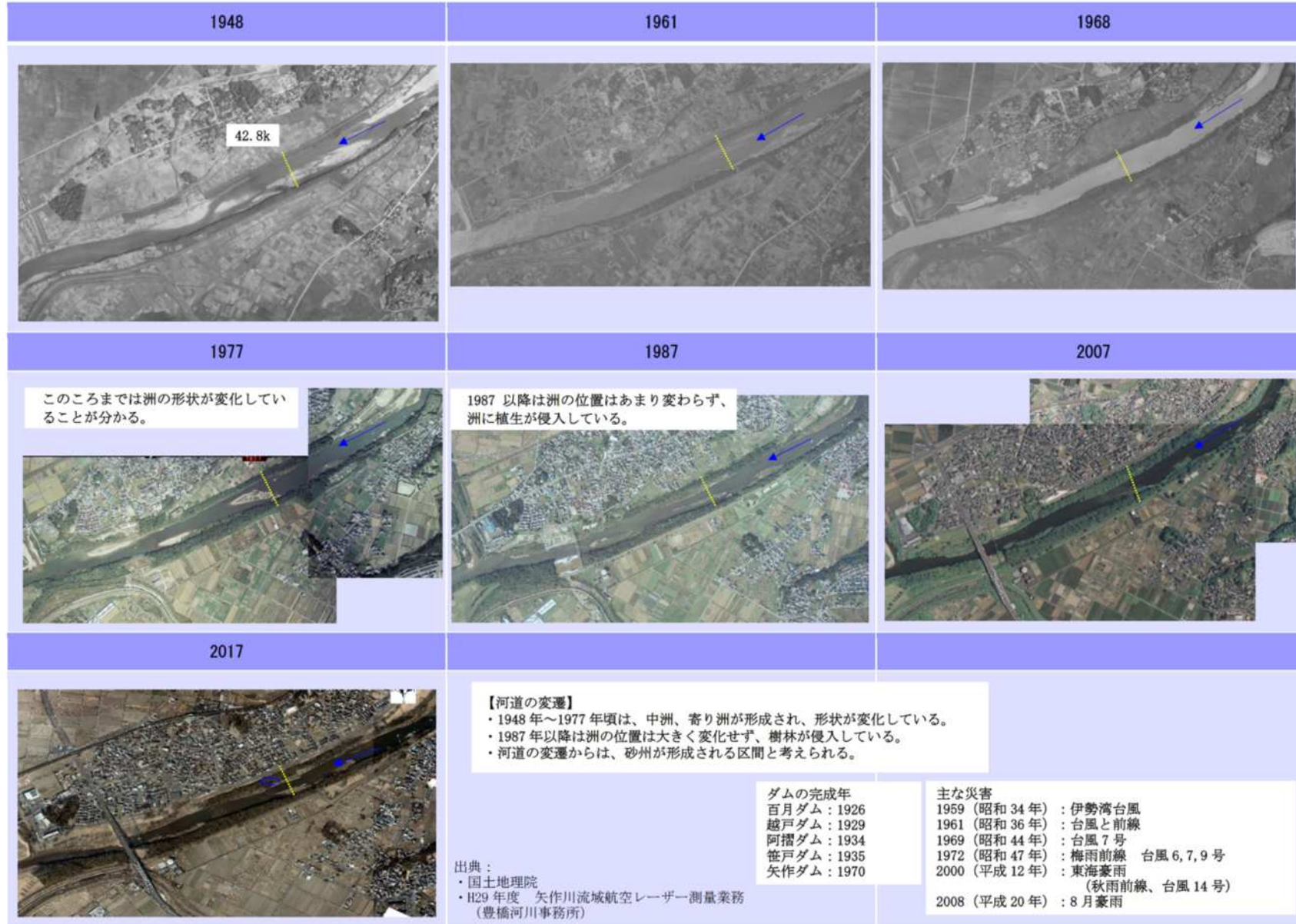


図 5.2-2 区間1-1 河道の変遷